

「平成 26 年度予算要求内容の公開」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「平成 26 年度予算要求内容の公開」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しておりますのでご了承ください。

-
- 1 募集期間 平成 25 年 11 月 20 日（水）から平成 25 年 12 月 19 日（木）
 - 2 意見数 372 件
 - 3 性別 男性 136 件、女性 233 件、不明 3 件
 - 4 提出方法 ファックス 296 件、電子メール 6 件、郵送 70 件
 - 5 意見の内訳
 - (1)政策的な判断が必要な事業（27 件）
 - ①臨時・政策経費（27 件）
 - (2)新規・拡充事業（340 件）
 - (3)その他（5 件）

1 政策的な判断が必要な事業

(1) 臨時・政策経費

「平成 26 年度予算編成過程の公開」の番号・事項名

意見数

寄せられたご意見

(子ども青少年局 3) なごや妊娠 SOS 1 件

望まない妊娠を相談できるようになったことは嬉しい。児童虐待が減ると良い。

(市の考え方)

思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、電話やメールによる相談ができる窓口を開設する予定です。

ご意見に対する市の考え方

(子ども青少年局 4) 民間保育所の整備補助 5 件

- ・保育園入所がかなり厳しく、扶養内で働くのが非常に厳しいので、3歳児以上保育を充実させてほしい。
- ・3歳からの認可保育園を増やしてほしい。
- ・保育園へ入りたい人が誰でも入れるようにしてほしい。
- ・待機児童が多いからと言って1年だけの政策でなく、長い見通しを持ち考えてほしい。
- ・待機児童対策として乳児の保育園を増設しているが、3才児になった際の転園の受け皿の保育園がきちんとあるのか保護者からの不安の声が大きい。0才から就学前までの認可または公立の保育園を本来ならば増やすべき。

(市の考え方)

本市では、待機児童のほとんどが3歳未満児であることから、3歳未満児の入所枠を確保することを中心に対策を実施してまいりました。

その中でも、3歳以上の児童の受入枠が不足する地域もあることなどから、3歳以上の児童の入所枠も、一定数の拡大を図ってきたところでございます。

3歳未満児のみでなく、3歳以上の児童の入所申込者数も年々増加している現状を踏まえ、今後とも、計画的に待機児童対策を実施して参りたいと考えております。

（子ども青少年局 5）賃貸方式による民間保育所の設置 3 件

- ・待機児童は数字だけゼロになっても意味がないので、事業者の選定は厳しく行ってほしい。
- ・賃貸方式による待機児童対策は辞めて、きちんとした保育園を作ってほしい。プレハブみたいな園舎におしこめられるのは切ないと思う。公募による事業者選定とあるが、選ぶのは保育園を運営している実績のある社会福祉法人にしてほしい。
- ・目先の待機児童を減らす為だけに、3歳未満児の保育室を増やすのはやめてもらいたい。預ける事ができて働き出した母親が保育室を出た後(出ざるを得ない状況)にきちんと入所が保障されていないのが現状である。ちゃんと就学前までの認可園の増設を進めるのが筋ではないか。

（市の考え方）

本市では、喫緊の課題である待機児童の解消に向けて、賃貸物件を活用した保育所やグループ実施型家庭保育室の設置を中心として、スピード感のある対策を実施してまいりました。

これらの事業者は、公募により、外部の有識者による審査等を踏まえて、公正に選定しているところでございます。

待機児童のほとんどが 3 歳未満児であることから、これまで、3 歳未満児の入所枠を確保することを中心に対策を実施してまいりましたが、その中でも、3 歳以上の児童の受入枠が不足する地域もあることなどから、3 歳以上の児童の入所枠も、一定数の拡大を図ってきたところでございます。

3 歳未満児のみでなく、3 歳以上の児童の入所申込者数も年々増加している現状を踏まえ、3 歳からの入所先に困ることがないよう、今後とも、計画的に待機児童対策を実施して参りたいと考えております。

（子ども青少年局 6）グループ実施型家庭保育室の設置 1 件

基本として、名古屋市に住む子ども達ひとりひとりはその子も平等に発達成長する権利を保障されるということを大切にきちんと保育士を配置したり、給食を自園調理したりしていけるように公立のスタンダードな保育を他の施設にも保障して欲しい。

（市の考え方）

グループ実施型家庭保育室の職員の配置につきましては、国の定める「家庭的保育事業ガイドライン」に基づき、定員が10人の場合は保育士2人と保育補助者2人、定員が15人の場合は保育士3人と保育補助者3人としており、保育の質の確保を図っているところでございます。

給食につきましては、利用者は弁当を持参するか施設に食費を支払い給食の提供を受けております。今後につきましては、国の動向を注視しつつ、市としてのあり方を検討してまいりたいと考えております。

（子ども青少年局 7）公立保育所入所枠の拡大 2 件

- ・事故が増えると言われているが良いのか。人材の確保はできるのか。
- ・公立の入所枠を増やしても片方で公立園つぶしがすすめられている、すし詰めで行っていくのか。

（市の考え方）

喫緊の課題である待機児童の解消のために、現在、民間保育所の新設や公立保育所入所枠の拡大など、様々な手法を用いて取り組んでいます。

公立保育所の入所枠の拡大にあたっては、市の条例で定めている「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の範囲内で、必要な保育室の面積や人員を確保して行っており、今後も安全な保育を実施してまいります。

（子ども青少年局 9）「保育案内人（ほいくあんないびと）」の配置 1 件

保護者からは区役所の対応の悪さを指摘する内容のことをよく聞く。区内の教育、保育施設について本当によく勉強してほしい。また2倍に人数が増えることについて囑託職員で対応することになれば、教育・保育の現場をよく知っている方の採用をしてほしい。窓口に出かけるのは市民であり、対応してくれる方を市の職員と見る訳で、市の品格が問われる。

（市の考え方）

「保育案内人」につきましては、保育所に入所を希望する保護者などに対して、一時保育などの多様な保育サービスや幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行い、保育サービスの量的な拡充のみでなく、市民一人一人に向き合ったきめ細やかな対応を図るため配置しているところです。

区内の教育、保育施設については日頃より情報収集に努めるとともに、定期的に保育案内人会議を開催して相互の情報交換を密にしているところですが、今後もより質の高いご案内ができるよう努めてまいります。

(子ども青少年局 10) 公立保育所の社会福祉法人への移管準備 6 件

- ・老朽化した公立保育園を解体するお金はかかるとして、それを社会福祉法人でやるのではなく、公立のまま運営ほしい。待機児童対策で保育施設をたくさんつくっているのは大変すばらしいと思うが、今までのように公民同率での箇所数は必要である。公立保育園こそ増やしてほしい。
- ・待機児童が多いのに公立保育園をなくすべきではない。消費税が上がろうとしているのに、賃金も補助金も上がらず、支出が増えるばかりで収入が全く上がらない。
- ・待機児童が多いのに公立保育園を減らすべきではない。
- ・公立保育所の社会福祉法人への移管に反対する。これだけ待機児童がいるにもかかわらず、まだ使える施設をなくしてしまうのは、お金の無駄づかいだと思う。一方で公立保育所の入所枠の拡大や賃貸方式の保育園の設置を進めている。今の状況で公立をなくすことは待機児童の解消と矛盾しているので、公立保育所をなくさないでほしい。
- ・社会福祉法人に移管せずに公立保育所を整備してほしい。
- ・公立保育園を民間とか社会福祉法人に移管するのではなく、きちんと行政が責任を持つようにしてほしい。

(市の考え方)

名古屋市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、平成 21 年 9 月に策定した「名古屋市公立保育所整備計画」に基づき、現在、120 か所ある公立保育所を、概ね 1～2 中学校区に 1 か所、計 78 か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の保育所については、統廃合又は社会福祉法人への移管を進めております。

今後とも、保護者の方の理解が得られるよう、丁寧な説明に努めながら進めてまいります。

待機児童の解消につきましては、民間保育所の新設整備や増改築をはじめ、賃貸物件を活用した保育所設置や家庭保育室の拡充など、様々な手法により取り組んでまいります。

(子ども青少年局 15) 子ども・子育て支援新制度への対応 2 件

- ・子ども、親、保育園職員にとって現行の制度よりも複雑で質の低下が危惧されるような新制度には反対である。
- ・新制度が施行されるので、子ども子育て支援新制度施行を迎えるための予算をお願いしたい。

(市の考え方)

国においては、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」本格施行を目指して、各種基準や公定価格の議論を進めています。

本市といたしましても、国の動向を注視しつつ、「なごや子ども・子育て支援協議会」を名古屋市の「子ども・子育て会議」と位置づけるとともに、公募による市民委員や事業者代表、有識者を含めた委員を構成メンバーとした「支援事業計画部会」を新たに設置し、新制度に向けた検討を進めております。

平成26年度予算案では、新制度の本格施行に影響のないよう、区役所への職員派遣業務委託経費や市民への広報経費等、必要な準備経費を計上しております。

(子ども青少年局 17) 留守家庭児童健全育成事業に係る耐震対策 1 件

移転費用だけでなく、改修工事の費用も入れてほしい。助成が何もなく、大家の負担が大きいいため家賃の上乗せだけでは改修できない現実がある。現実に応じた対策をお願いしたい。

(市の考え方)

借家で運営する留守家庭児童育成会(以下「育成会」といいます。)につきましては、育成会が所有者の方と賃貸契約を結んでいることから、本来、耐震調査や耐震改修については、所有者の方へご相談いただくものと考えております。

しかし、留守家庭児童が下校後の時間を過ごす場の安心・安全を確保する観点から、本市では、平成 25 年度より、育成会が新耐震基準を満たした運営場所を確保できるよう移転経費補助をはじめとした耐震化支援を行っているところです。

この耐震化支援については、育成会に対する家賃補助の限度額を増額することによる運営場所の移転促進という直接的かつ速効性が期待できる支援策としたところであります。また、家主が耐震改修した後に家賃が高くなった場合についても、家賃補助限度額増額の対象としているものです。

(子ども青少年局 19) 若者の自立支援 2 件

- ・自立しようとしている働く立場の人たちの一人暮らしのために住宅手当や、宿舍の借り上げに対する助成をしてほしい。
- ・若者が自立していくには十分なお金がなく、一人暮らしなどなかなかできない。住宅手当での支援をお願いしたい。

(市の考え方)

自分の行動に責任を持ち、社会の責任ある一員として参画できるようになることが自立であると考えております。特に、近年、ニート、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者が増加している状況を踏まえ、その様な若者が最終的に就労等自立に至ることができるよう、総合相談窓口を核とする官民のネットワークを構築するとともに、就労意欲の醸成をはじめ、若者自らが自立に向けた取り組みができることを目指した事業の充実に努めているところです。

(子ども青少年局 28) 民間保育所アレルギー対応補助金 2 件

- ・アレルギー対応食を作る調理器具、食器などにはお金がかかり、アレルギー対応食を作ることは、緊張感のあることなので、補助金を増やしてほしい。
- ・食物アレルギー対応の補助金が加算されることは喜ばしい。

(市の考え方)

平成26年度予算案におきましては、代替食の提供や誤食防止等のために、食物アレルギーをかかえる児童が一定数を超える園に対して加算して補助する拡充予算を計上しているところであります。

(教育委員会 32) 千種図書館整備手法の調査 1 件

・図書館のバリアフリー、耐震対策が実施されていないのは大きな問題である。障害者にも優しい安心安全な文化施設のために建て替えに必要な予算を計上してほしい。

(市の考え方)

千種図書館については、老朽化などにより整備が必要であることを認識しており、今後、検討をすすめてまいります。

2 新規・拡充事業

(健康福祉局 9) 障害児者相談支援事業補助金の拡充 18 件

- ・家庭訪問の時間が限られてしまうため、勤務時間が定まらず働きにくい。体制をきちんと整えられるよう人員もしくは補助金の拡充をしてほしい。
- ・事業所数を増やして欲しいが、1 事業所あたりの補助金を減らさないでほしい。相談件数は増えていくので大幅に増やして欲しい。
- ・補助対象の拡充というのは現在指定を受けている事業所すべてに拡げるのか。その場合の一人当たりの金額はいくらか。補助金の対象を拡げるならば一人あたりの補助単価が下がることのないようにしてほしい。
- ・利用者にとって相談支援事業は重要なものなので、利用者も事業者も安心できる予算分配方法にしてほしい。
- ・基本部分と件数による加算部分に分けるとのことだが、基本を 140 万円にし、加算を 5 件ごとに 17 万円にするとのことだが、これでは 100 件実施しても 480 万円。たいがいの事業所は 80 件でも丁寧を受けるのが大変。80 件では、412 万円で、今より減収になり、むしろ縮小である。相談支援専門員の個人努力に頼りすぎてメンタルヘルスを崩す職員もいる。少ない補助金では事業所も大変なため、本当の拡充をしてほしい。
- ・今回の案には断固反対。件数でしぼる相談支援事業はありえない。件数としてあがってこない相談もたくさんあり、相談支援専門員の業務過多も看過できない。今までの基本額 450 万円を維持しながら、箇所数を 90→109 カ所としてほしい。
- ・現在、1 カ所当たりの補助は相談専門員 1 名配置の人件費相当額でしかなく、相談数の割合から見ても十分と言えるものではない。相談数に対する出来高で補助額を加算するのは相談支援の内容や意義、役割から見てもなじむものではない。現行を維持し、拡充することを求める。
- ・計画件数 95 件で現在の補助額 450 万円と同額となる。計画作成数が増すにつれ、モニタリングの数も増えるので、年間 100 件弱というのは、かなり多い。歩合制にして数をこなすことを強いれば 1 件 1 件に割くことのできる時間が減り、利用者さんへのサービスの質の低下が懸念される。元々 450 万円の補助額でも赤字になるところ、さらに事業所の運営が厳しくなる。現在の 1 事業所 450 万円の補助額を継続してほしい。
- ・相談支援については、基本情報のききとりや主治医の話を聞くなど、細かい配慮と丁寧な対応のもとに計画を作ることが必要であり、そのためにも多くの時間を要する。そのことを再度理解してほしい。是非、基本額のアップ、加算方法は 1 件ずつの計算を強く願う。
- ・相談支援は、受給量のための計画相談ではなく、本人のエンパワメントとインクルージョンされた地域づくりなのである。
- ・社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や医療法人などに拡げることはとても良い。
- ・相談を 1 人で 100 件行うのは、とても大変である。1 件当たりの単価をアップしてほしい。たとえば 5 件まで 17 万円ではなく、3 件まで 17 万円とかにしてほしい。

- ・基本額の減額により、相談専門員の雇用が難しくなるのではないかと。1 人で対応できる件数には、限界があり、5 件 17 万円の加算では、事業運営をしていくことは困難である。丁寧に相談し、利用者にとって、よりどころとなれる事業所運営ができるようお願いする。
- ・この金額では、人件費も足りないと思う。簡単にできる仕事ではなく、人材育成や経験を積むことにも予算がかかる。一件の中身を濃いものにしていくには、もっと予算をかけてもらいたい。
- ・計画の作成に結びつかない基本相談は補助金の額(140 万円)から見ると事業の後退である。福祉サービスの恩恵を感じるのは相談支援専門員が、関わる「時間、相談、共感、サービス導入時の丁寧な支援そのもの」であり、当然、基本相談がベースになる。現行(450 万円)にするように再考されたい。
- ・1 人職場が多いという現状の中では 90 件以上相談を受けることは厳しい。複数でこなせばいいのかもしれないが、それでは人件費が保障されない。また、児童の相談の場合は、基本相談部分がとても大切になるので、件数だけで決まらないと思う。
- ・これまで基本相談を受ける前提で補助金がついていたと思うが、現在でも必ずしもていねいな基本相談が行えず、モニタリングや更新時の計画作成に追われている現状、基本相談を本来ならば丁寧に行わなければならないはずなのに、140 万円という金額を見ても軽く考えられているのだと感じる。相談支援事業は、スキルが必要である。この補助金の額ではとてもベテラン職員が配置できない。
- ・増加する施設は、人口に見合った地域に出来るのか。地域偏在がある限り、又一人当たりのケース数がない限り、事業撤退を助長してしまうと考える。
- ・今までであっても毎月、更新やモニタリング新規の依頼とでいっぱい、補助金があったからやってこれたのだと思う。相談の質を落とし、機械的にやっていけば、100 件(1年で)くらいできるかもしれないが、それでは、相談支援がある意味がない。実際アポをとって訪問という事を1回の更新で3回は行わなければならない。それを1年で 100 件やろうと思うと1か月 8-9 件計画をたてなくてはいけない。それにモニタリング訪問をあわせると実務時間がとれないほどである。それでも1年 100 件行わないと職員の給料も出ないほどである。お金だけで考えてはいけないことではあると思うが、赤字が出ては、どこの事業所もやめてしまうのではないかと危惧している。

(市の考え方)

平成24年4月の法改正により、全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となり、平成26年度末までに実施することとなっております。これに対応するため、本市におきましては、平成23年度までの地域生活推進事業を実施していた事業所と原則併設している指定特定相談支援事業所に対して、専従で相談支援専門員を配置した場合に定額(450万円)の補助を平成24年度から実施しているところです。しかしながら、補助受給事業所の間で計画作成件数に最大で150件を上回る大きな偏りが発生しているほか、専従職員を配置することが困難で制度として使いづらいというご意見をいただいております。また、現在補助対象外の事業者からは、補助制度がない中では事業所開設は困難とのご意見をいただいております。その一方で、サービス等利用計画作成数は、今後もサービス利用者の増加に伴い、毎年度10%以上の伸びが予想されます。

このような状況の中、本市における計画相談を今後も着実に進めていくためには、事業所間の負担の偏りを改善し、計画相談を担っていただく事業所の数を増やすことによって、より多くの事業所で、広く支えていく必要があると考えております。また、質の向上・維持を図ることも求められております。その実現のために、今回、障害児者相談支援補助金のうち計画相談に係る部分について、補助対象事業所を非営利法人まで拡大、専従職員配置要件の削除及び補助額を定額から基本額＋実績に応じた加算額への変更を行う中で、予算420,198千円を予定としたところです。これらの変更により、非営利法人であれば新規事業所であっても補助対象となるほか、柔軟な職員配置が可能となり、新たな事業所の参入が促進され则认为しております。結果として補助額が減ることをご心配されているお声もございますが、計画相談の始まった平成24年度と異なり、事業所の運営においては補助だけでなく計画相談に対する報酬による収入が見込まれ、両者を合算した収入を想定することが可能になってきていると考えます。平成26年度予算における計画相談に対する報酬の総額は、平成24年度決算額約1.1億円と比較して2.7億円増の約3.8億円を予定したところであり、補助金予算額4.2億円と合わせた額は、8億円となります。こうした中で、今後とも計画相談の実施をしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を引き続きお願いいたします。なお、報酬に関しては、本来、それだけで事業所の安定的な運営が可能な水準であるべきものと考えており、本市では、事業所が必要な職員配置や安定した運営ができる報酬体系とするよう引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

（子ども青少年局 4）地域子育て支援センター事業 1 件

地域子育て支援事業を行っている園には予算をつけてほしい。

（市の考え方）

現在、相談事業、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て関連情報の提供の実施等、一定の要件を満たす民間保育所を地域子育て支援センターとして指定し、補助を行っています。

本事業は平成19年に策定した「名古屋市保育施策のあり方指針」において、平成28年度までに1エリア（概ね1～2中学校区を1エリアとし、全市を78エリアに区分）に1か所設置することを目標に掲げておりますことから、まずは事業を実施していないエリアにおける設置に努めてまいりたいと考えております。

（子ども青少年局 5）民間保育所保育士宿舍借上げ支援事業 5 件

- ・保育士2年目で一人暮らしをしているが、家賃、水道光熱費、食費でほとんど給料が残らない。仕事の的にはとても厳しいのに生活がギリギリであるため満足できない。
- ・民間保育所保育士宿舍借上げ支援事業は、とても使いづらい。それよりも一人ひとりの保育園職員が直接に住宅手当をもらえるようにしてほしい。一人暮らしをしている若い職員は特に生活が大変で、生活上の不安があれば、働き続けることはできない。短期的な助けではなく、長期的継続的な就労につながるような支援が必要である。職員一人ひとりに住宅手当をお願いしたい。
- ・低賃金な上に住宅手当が少ないため生活が苦しい。法人が宿舍をもつて職員の補助をしていくのではなく、万単位で減らされた手当をまた増やして生活を保障してほしい。
- ・住宅手当を現金で支給してほしい。住宅を事業主が借り上げるのは小さな規模の事業所には適しない。住宅手当があることで生活が楽になるので、ぜひ住宅手当での制度を続けつつさらに拡充されるように願います。
- ・給料が減らされているのに住宅手当がないのは辛いので、住宅手当を付けてほしい。

（市の考え方）

待機児童の解消のため保育所の整備等を進める中で、保育士の確保が課題となっていることから、人材確保対策として国が新たに制度を構築したことを受け、本市においても実施を予定したものです。

本市におきましては、公民格差是正の観点から、民間社会福祉施設運営費補給金制度により民間保育所職員に対して本市職員と同水準の給与を保障しており、住居手当についても本市職員と同額としているところです。

(子ども青少年局 9) 留守家庭児童健全育成事業 316 件

- ・学童保育の助成金の実態に見合っておらず、大変厳しい運営が長年にわたって繰り返されている。時間延長の加算も必要だが、基本額そのものを増額してほしい。時間延長しても、指導員の配置が追いついていかず、長時間労働になる恐れがある。まず、基本額の大幅増額を望む。
- ・学童保育は、午前中から開所している。その分も、開設時間の延長として助成金を引き上げてほしい。
- ・学童保育指導員の勤務時間として、午前中の勤務が助成対象として認められていない。指導員は毎日 10 時には出勤し、活動や保育の準備、地域や学校、保護者など関係機関や関係者とのやりとり、教材の買い出しなどをおこなっている。子どもたちが帰ってきたと同時に業務をスタートさせていたら、学童の生活が成り立たない。指導員の午前中の業務を理解していただき、認めてほしい。
- ・家賃補助を全額保障してほしい。
- ・助成金が貧弱なので指導員の人件費、家賃補助を増額してほしい。
- ・学童を移転しなければならないため、引越しの費用がかかるので、移転のお金を増やしてほしい。家賃の補助も増額してほしい。
- ・学童保育所の施設土地を自分たちで探さなくてはならないのは負担であり、市が責任を持って施設を建ててほしい。
- ・学童保育所の土地、施設を市の責任で確保してほしい。
- ・学童保育所の建設の地代に補助してほしい。
- ・学童保育として借りていた土地が地主さんの都合で立ち退きを余儀なくされたので、土地探しの段階から市が前面に出て協力し、責任を持って確保してほしい。
- ・学童保育の土地の移転を迫られ、移転先が見つからず困っているのに、土地借用に関して、市の力を貸してほしい。
- ・障害児が何人いても助成金が一定であるため、指導員を増やすことができない。障害児も安心して学童保育で過ごせるよう、指導員の加配の予算を増やしてほしい。指導員を増員するための予算を増やしてほしい。
- ・障害児受け入れの助成金を 1 人ごとで支給してほしい。障害児を複数みるためには十分な指導員体制が必要である。複数の受け入れとなると、その子のサポート・生活内容充実には複数の補助人員が必要だと感じる。障害児を持つ父母のニーズにこたえられていない。今の助成金制度では複数の障害児対応の指導員を雇用することができない。障害児の人数によって助成金を増額してほしい。
- ・経済的な理由で学童保育所に入れない家庭がなくなるよう、助成金を増額してほしい。
- ・学童保育は、共働きや 1 人親家庭にとって大切な場であるので、学童保育を必要とする全ての子どもが入所できる様、助成金の大幅な増額を求める。
- ・ひとり親の家庭が、学童を必要としているのにお金が高く入所できていない状況がある。必要な家庭、必要な子どもたちが迷うことなく入所できるように、ひとり親補助の見直しをお願いしたい。すべての子どもたちがお金に関係なく、放課後が過ごせるようにぜひ検討をお願いしたい。
- ・学童保育を利用しているご家庭の中には、ひとり親家庭の方も少なくない。しかし、ひとり親家庭の

方が退所していくことが多い。経済的な理由で、学童保育が続けたくても続けられないのが現状であり、経済的な理由で学童をやめなくてもよいように、ひとり親や低所得の家庭に助成金を増額してほしい。

- ・助成金を上げて、少しでも親の負担が減るようにお願いしたい。
- ・学童保育の一部の家賃は利用している保護者の負担となっているので、家賃補助を全額保障してほしい。
- ・父母の方々にとって運営面が負担で、学童に入所することをためらっている家庭が多数ある。父母の方々がバザーなどで財政活動をしなくても運営できるように助成金の増額をしてほしい。
- ・学童保育の助成金が少ないこともあり、父母の保育料の負担、財政活動等の負担が重く、学童保育に入りたくても入れなかったり、途中退所せざるをえない状況に陥ったりしている現状がある。少しでも予算をつけていただきたいと思う。
- ・地域や働きつつ子育てをしている父母たちが運営・経営の責任を任されて一事業所を動かしていくことは大変である。
- ・子どもと親が安心して暮らしていけるよう予算を充実させてほしい。
- ・学童保育所の児童数が少なくても運営できるよう、制度、予算を作してほしい。
- ・学童保育の基準を定め、責任を持って運営していける予算をつけてほしい。
- ・学童保育の運営は大変だと聞いている。これからも学童保育は必要だと思うので、是非予算を増額してほしい。
- ・学童保育の制度が整うように検討し、ニーズを把握して、それに見合った予算を付けてほしい。
- ・学童保育の助成金は上がっているが、運営をしていくには足りないなので、助成金を上げてほしい。
- ・1カ所あたりの予算は全く足りない。20～35 人の児童数の育成会では以前より運営が大変になっているので、来年度予算で助成金を増額してほしい。
- ・学童保育は子供の成長を助け、有意義な教育の場なので、その活動に見合う予算をつけるべき。
- ・今や女性の社会進出が要となり、国を上げて政策を行う段階である。そのための重要なサポートとなる学童保育をきちんと国・市が責任をもって展開し、待機児童がないよう予算をつけ、保障してほしい。学童保育の予算がなくて保育料が高くなり、保育料が高いから入りたくても入れない。
- ・年によって入所児童の変動があるのはあたり前なのに、一時期の減少で学童保育の運営が厳しくなり、閉所になってしまったら地域にあった学童保育がなくなってしまう、次世代に残せず、また一からの作り直しになり、結局は子どもたちにとって負担になる。きちんと行政が責任をもって、続けられるようにしてほしい。
- ・学童保育の所属児童数にかかわらず安定した運営が可能となるよう、補助金を引き上げてほしい。
- ・現在、学童保育に対する国の補助金では「20 人から 35 人」の単価が「36 人から 45 人」に比較して大幅に低くなっている。しかし、厚生省では適正規模は「20 人から 35 人」と言われている。「20 人から 35 人」への補助金を増額するよう国へ意見するとともに、学童保育所の児童数が少なくても運営できるように制度・予算を作してほしい。
- ・学童保育の利用人数が 10 人以下でも子どもを預けたいというニーズはあるので、10 人以上という

- 要件をなくし、10 人未満でも補助金を出してほしい。
- ・緩和措置の廃止に反対である。学童保育の助成金を引き上げて満額補償してほしい。
 - ・現在の学童保育所の助成に対する人数枠では 36 名以上の学童には手厚いが 20～35 人枠では一律となっている。実際には 20～25、26～30 人枠の学童も多く、単独運営の学童ではとても厳しい状態になっていると思う。また緩和措置の終了も各学童では大変なダメージになっている。助成金の人数枠を実態に応じたものとするためにより、細やかな段階別のものに改善してもらいたいと強く感じる。(現状の 20～35 人に対する金額をベースとして5人増加毎に引き上げるなど。)
 - ・新耐震基準の借家は家賃が高いため、家賃補助を全額補償にしてほしい。
 - ・トワイタイルームと同額になるよう、助成金を上げて保育料が少なくなるように増額してほしい。
 - ・母子世帯の支援がもっとできるよう、せめて学童の保育料を保育園並みに安くできるよう、一人親の助成金を大幅に増やしてほしい。
 - ・現在の民間学童の保育料では、学童保育に預けたくても預けられない人がたくさんいる。助成金を大幅に増額してもらうことによって保育料を下げ、負担を軽くし、必要な人に学童を利用してもらいやすくしてほしい。
 - ・学童保育の保育料が下がるよう補助をお願いしたい。名古屋市は保育料が高すぎる。トワイタイルームのお金をまわしてほしい。
 - ・ひとり親家庭への減免はほとんどの学童保育で実施していて、意味のあるものとなっていると思う。保育園のように所得に応じて保育料を決めていくことなど、到底責任をもってやれる状態ではない。せめて、実態にあった(今の1ヶ月上限 3000 円から)減額分をすべてカバーできるよう補助金増額をお願いしたい。
 - ・指導員の経験に見合う賃金保障のため、経験加算の加給をしてほしい。
 - ・指導員が長く働き続ける事で学童保育の運営は圧迫されるので、指導員の経験に応じて助成金を増額してほしい。
 - ・学童保育指導員の経験に応じて助成金額を上乗せできる体系を作してほしい。
 - ・指導員を常勤で複数配置できるよう助成金を引上げてほしい。
 - ・学童保育所に指導員を常勤で2名以上配置できるように、助成金を引き上げてほしい。
 - ・子ども達の安全を第一に考えると指導員の複数の目が必要なので、各学童保育所が常勤複数体制で保育できるよう、助成金を引き上げてほしい。
 - ・20 年間勤務していた学童を整理解雇された。小規模化の進む小学校ゆえに学童への入所児童も激減し、経験の長い指導員を雇用できなくなっている。我々指導員は入所児童の数によって労働条件が大きく変わるととても不安定な状況。助成金をしっかり付けてもらえれば指導員を安定雇用でき、保育も安定する。大幅な助成金の増額をしてほしい。
 - ・働いている指導員の給与をもっと上げられるように、助成金を増額してほしい。
 - ・指導員は専門性のいる仕事なので、身分保障をしてほしい。
 - ・指導員の研修の予算を付けてほしい。
 - ・指導員の雇用・労働状況を改善してほしい。
 - ・指導員の休暇体制確保のため、増員をお願いしたい。子供を預けてでも就業したいニーズがある

にもかかわらず、指導員体制の薄さが心配。よりよい社会形成のためにも指導員の増員をお願いしたい。

- ・ハンディキャップのある子どもが安心して学童保育所で過ごせる様に指導員を増員してほしい。
- ・熱意ある有望な若い人が続けていけるよう、また経験ある指導員がいつまでも続けていけるよう、助成金の増額と経験加算の加給をしてほしい。
- ・トワイライトルームは中止すべき。トワイライトルームは学童の代わりにならない。中止して、その予算を学童保育にまわしてほしい。二重に予算を付けるのはもったいない。
- ・市民が混乱するような事業はいらないので、トワイライトルームは中止し、学童保育とトワイライトスクールを実施すべきである。
- ・働く親の代わりに、責任をもって生活を保障してくれる第2の家庭となる居場所は学童保育所のみである。(トワイライト参加済み)大きな違いは一人一人にきめ細やかに接し、6年間様々な生活力を付けてくれる指導員がいるからだと思う。そのために、常勤指導員の加配の予算を増やしてほしい。また学校よりも多くの時間を過ごす場所として、トワイライトよりも学童にしっかりと予算をつけてほしい。
- ・今まで実績のある学童保育に十分な予算をつけるようにしてほしい。
- ・トワイライトルームは学童保育と同じ機能なので、経験を培ってきた学童保育に一本化して、保育料を安くすればニーズとの違いは生まれない。トワイライトルームを中止して、学童保育を公立民営化すべき。
- ・共働き、母子、父子家庭の生活を守る施設としては、5時から学童のトワイライトルームはなりえていない。従来より、地域の中で生まれ、発展してきた学童保育(留守家庭児童育成会)の充実を求める。
- ・トワイライトルームは、来年度も箇所数増加の方向だが、早急に数を伸ばすだけでなく、1年たつての経過報告を詳細にわたって公開してほしい。そして、しっかり検討を加えてほしい。
- ・トワイライトも学童も子育ての場として大切なものだと思う。全体予算の中での割合を福祉全般の中で見直してほしいと思う。
- ・トワイライトルームは開所・閉所時間に制限がありフルタイムで働く母親にとって子供を預ける場として現実的ではない。女性の就労を促進すべき行政としては、トワイライトルームに対する予算を拡充するよりも子どもを安心して預けることができ、開所・閉所時間に柔軟性がある学童保育所に対し予算を拡充すべきと考える。
- ・トワイライトルームと学童保育間での市の補助金、責任が違いすぎるので、市が責任を持って環境を整えるべき。
- ・トワイライトルームに高額な予算をつけるのではなく、学童保育とトワイライトルームの棲み分けをし、学童保育への助成金をしっかりと予算化してほしい。
- ・トワイライトスクールと学童保育機能をあわせたトワイライトルームでは何もかも中途半端である。学童保育を必要とする子にとってはトワイライトルームではきちんとした生活を保障することができない。トワイライトルームは中止すべき。
- ・トワイライトルーム登録可能な基準を設け、学童と共存させていくなら、トワイライトルームに行く子

どもの基準を明確にするべき。

- ・全ての小学校に学童保育を作してほしい。

違う学区の学童に通わなければならない子どもたちは、通う道での安全面での不安や、慣れない環境での生活を強いられる。

- ・全ての学区に設置し、学童保育所を必要とする子どもたちが入所できるようにしてほしい。
- ・学童保育事業は福祉事業で、サービス業ではないので、どの子も公的に同じような施策が受けられるようにしてほしい。市できちんと公的基準を定めた公の建物の、公務員としての指導員のいる学童保育にしてほしい。トワイイトルームは保育ではない。
- ・施設の耐震化の問題で引越しをせまられている状況だが、通常の補助が少ない為、父母負担が大きく、その上引越しとのことで大変困っている。ぜひ、学童保育所への補助を増額し、耐震化、引越しの為の予算をつけてほしい。
- ・プレハブは子ども達が生活する場所にふさわしくないので本建築にしてほしい。プレハブを使用せざるを得ないのであれば建て替え年数を短縮してほしい。
- ・自然災害に耐える事の出来る施設にして欲しい。子ども達が家に帰るまで安心出来る所にして欲しい。
- ・学童施設の耐久化のため助成金を増額してほしい。
- ・そもそもプレハブは一時的な建物であり、子どもが安心して生活できる場所ではないはず。名古屋市全体の学童保育所の建物の耐震チェックをしてほしい。
- ・学童保育所の建物は非常に古く、夏は暑く、冬は寒いので、施設の修繕費が必要である。
- ・古い学童があるので、市の責任で耐震基準を満たした施設を用意してほしい。
- ・施設建替を早急にお願いしたい。未来を担う子どもたちが過ごす設備が老朽化して地震にも耐えられないことは有り得ない。
- ・毎日生き生きとした顔で学童から帰って来る。学校では教えてもらえない事を沢山学ぶことができ、安心して仕事に行くことができている。どうか宜しくお願いしたい。
- ・子どもの生活にふさわしい施設にしてほしい。
- ・学童保育のようところで親同士がつながり合うことが本当に大切だと思う。
- ・学童保育の施策を充実させてほしい。
- ・学童保育所への助成金額を定める児童数の規定は1名単位での基準に変更してほしい。
学童保育の児童数に合わせた助成金を設定してほしい。
- ・自分自身が学童に通っており、とても良いところだったが、借家でボロボロなので、もっと綺麗で安全なところで学童ができるようにしてほしい。
- ・学童保育は働く親にとっては、なくてはならない大切なものであり、指導員の方々、親の意見をしっかりと聞き、現状を見て、あり方を検討していただきたい。

(市の考え方)

本市では、平成 25 年度から、トワイイトスクールに就労支援等としての機能を加えた「トワイイトルーム」を実施しておりますが、トワイイトスクールからトワイイトルームへの移行については、子育

て家庭のニーズ等を順次把握しつつ、段階的に行っていくため、子育て家庭等の状況によっては、トワイライトスクールを継続していきたいと考えております。

また、トワイライトルームは留守家庭等の児童を対象とした就労支援としての機能とともに、全ての児童を対象に様々な子どもたちや地域の大人が交流して過ごす教育的事業としての機能をあわせもつことを特徴としております。

一方、留守家庭児童育成会(以下「育成会」といいます。)は、留守家庭等の登録児童のみを対象として、常時固定的なメンバーで家庭的な指導を行っており、両者はそれぞれ異なるニーズの受け皿になると考えております。

このように本市では、小学校施設を活用した放課後施策としてのトワイライトスクール・トワイライトルームを実施するとともに、開設時間や指導内容などでクラブごとに特色ある運営を行っている育成会に対して国の基準に合わせた運営助成も継続してまいります。

そのことにより、育成会への運営助成金は、年々予算額が増額しているところです。

さらに、本市独自の育成会への支援策として、家賃補助や新耐震基準で建てられた留守家庭児童専用室の無償貸与も実施することで運営場所の確保を支援しているほか、ひとり親家庭の保護者負担の軽減を行った育成会の支援も行っています。

このように、国基準による運営助成とともに本市独自の支援策も織り交ぜながら、育成会の運営を継続して支援してまいりたいと考えております。

3 その他

保育園について 5 件

- ・消費税が上がろうとしているのに、賃金が上がらないのはきつい。子ども二人の保育料は上がる可能性があるのに賃金が上がらないのは、支出が増えるばかりで経済的に厳しさがある。
- ・臨時職員の時給や月給をもっと上げてほしい。仕事内容に見合っていない低賃金では働き続けるということも考えてしまう。賃金アップには市からの補助金が必要である。
- ・臨時職員の基本給を上げ、担任手当や障害児対応手当を付けてほしい。
- ・今のままでは働きながら子育てをすることが困難なので、その場しのぎの政策ではなく安心して子どもを預けられる政策をしてほしい。
- ・非正規労働者の賃金改善が今年度限りでは意味がない。

(市の考え方)

民間保育所における臨時職員の賃金につきましては、今回、民間保育所非常勤保育士等処遇改善事業として改善を図ってまいります。

待機児童の解消のため保育所の整備等を進める中で、保育士の確保が課題となっていることから、保育士等の処遇改善に取り組む保育所に対し必要な経費の助成を行うことで人材確保及び離職防止を図るため、保育士等処遇改善臨時特例事業として国が新たに制度を構築いたしました。

名古屋市におきましても、国の事業趣旨にあわせて臨時特例的に実施を予定したものであり、今後につきましても、国の動向を注視しながら検討してまいります。

なお、公立保育所の臨時的任用職員の給与等は、市の条例等に基づき支給しているものです。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度から 5 年間の「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

本市におきましても同計画策定に向け、昨年 10 月に実施した、「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」により、就学前の教育・保育事業や就学後の放課後児童健全育成事業等にかかるニーズの把握及び、確保方策の検討を行っているところでございます。

※ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しております。